

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入した昭和 53 年 7 月以降、抜かりなく国民年金保険料を納付し、資格喪失の申出をした記憶が無いにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 53 年 7 月以降、国民年金加入期間について未納が無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立期間前後の任意加入期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、欠かさず国民年金保険料を納付するとともに、昭和46年1月からは、農業者年金にも加入し、保険料を納付していることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人が居住する市町村の農業委員会が保管している農業者年金旧制度待期者名簿によれば、申立期間を含む昭和46年1月から平成12年12月までの農業者年金の保険料を納付していることが確認できることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と比較的短期間であり、申立人の妻も納付済みとされている上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間前後を通じて、申立人の住所や仕事等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和38年10月1日に、資格喪失日に係る記録を39年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年10月26日まで

私は、昭和38年10月1日から39年10月26日まで、A病院にBとして勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述により、申立人は、申立期間において、A病院に勤務していたことは推認できる。

また、同僚は、申立期間当時、C職（助手3人を含む。）としてA病院に勤務していた者は6人いたと供述しているところ、社会保険事務所が保管する同病院の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同僚が名前を挙げたC職6人のうち、申立人を除く5人は同病院で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、勤務していた事業所では常に厚生年金保険に加入していたと申し述べているほか、社会保険庁の被保険者記録照会回答票によると、申立人は、申立期間の前後の期間とも、別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の複数の同僚等は、「A病院では、厚生年金保険について、加入の希望の有無を確認することなく、加入させてくれていた。」旨を供述していることから、A病院では、C職は入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが推認で

き、申立人は、申立期間当時、同病院に勤務していた同僚等と同様に、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚等の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和40年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から39年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和46年7月6日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和49年4月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月1日から47年1月30日ごろまで
② 昭和49年4月1日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していた昭和45年5月1日から47年1月30日ごろまでのうち申立期間①が、B社C工場に勤務していた申立期間②が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が昭和46年7月5日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を見ると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、取得日と同日の

昭和 45 年 5 月 1 日とされているものの、同年 10 月に標準報酬月額が改定されていることが確認できる上、健康保険証が 46 年 7 月 9 日に返納されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所の被保険者原票において昭和 45 年 5 月 1 日に、社会保険庁のオンライン記録において 46 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 7 月 6 日であると認められる。

また、昭和 46 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、45 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、当時の複数の同僚等の供述により、申立人が申立期間②当時、B 社 C 工場に勤務していたことは推認できる。

また、当時の複数の同僚等は、「B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 4 月当時、同社 C 工場に勤務していた従業員数は 20 人程度であり、いずれも雇用形態は正社員であった。」旨を供述しており、社会保険庁の記録及び当時の同僚等の供述によると、昭和 49 年 4 月当時、B 社 C 工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 20 人であることが確認できることから、同社 C 工場においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、B 社 C 工場に勤務していた同僚等の社会保険事務所の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和 52 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間②の被保険者原票の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 4 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立人は、申立期間①のうち、昭和 46 年 7 月 6 日から 47 年 1 月

30 日ごろまでの期間について、当時の同僚等からも当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られないほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 46 年 7 月 6 日から 47 年 1 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年8月19日に、資格喪失日に係る記録を43年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月19日から43年1月5日まで

私は、昭和37年4月1日にA社に採用され、42年8月19日から43年1月5日まで、転勤によりA社B支店に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した「在職履歴証明書」及び当時の複数の同僚等の供述により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間は、同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、当時の複数の同僚等は、「申立期間当時、A社B支店に勤務していた職員は20人程度であった。」旨を供述しており、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、A社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は19人であることが確認できる上、同社B支店における申立人の前任者及び後任者とも、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時において、同僚等と同様に、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、A社B支店に勤務していた同期入社と同僚の記録から判断すると、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

高知国民年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から57年11月まで

私は、昭和36年4月ごろ、自宅を訪れた市役所の職員から、国民年金の加入を勧められた際、加入手続を行うと同時に1か月分の国民年金保険料を納付するとともに、その後も、集金人又は金融機関に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、昭和57年12月27日に任意加入したことから、申立期間は未加入期間とされ、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時の国民年金手帳の表紙の色や様式等についての記憶が明確でなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が記憶している国民年金保険料額は納付済みとされている期間の金額とおおむね一致しているが、申立期間の金額については、記憶が明確でない。

さらに、申立期間は21年8か月と長期間に及んでいる上、申立人が国民年金保険料を納付していたとする集金人も特定できないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私は、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を市町村役場又は金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和47年度は、免除申請を行い承認されるとともに、昭和57年4月に追納されていることが、市町村の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、昭和46年9月に店舗を借りて自分の店を始めたが、開店当初は来客が少なかったと申し述べており、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化があったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は、申立人の妻も未納とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は、夫が、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を市町村役場又は金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立期間直後の昭和 47 年度は、免除申請を行い承認されるとともに、昭和 57 年 4 月に追納されていることが、市町村の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の夫は、昭和 46 年 9 月に店舗を借りて自分の店を始めたが、開店当初は来客が少なかったと申し述べており、申立期間当時、申立人夫婦の生活状況に大きな変化があったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は、申立人の夫も未納とされている上、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。